生衛第545号の2 平成28年10月12日

医療整備課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 そも家庭課長 私学振興・青少年課長 体育健康課長

健康福祉部生活衛生課長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、 添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長から通知がありましたので、別添のとおり送付します。

ついては、貴課関係施設へ周知等をお願いします。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、オクタン酸、過酢酸、次亜臭素酸水及び1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を省令別表第 1 に追加したこと。

- 2 告示関係
- (1) 法第11条第1項の規定に基づき、オクタン酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水及び

1-ビドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸の成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。また、同項の規定に基づき、オクタン酸、過酢酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水及び1-ビドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸の使用基準並びに過酢酸及び過酢酸製剤の製造基準を設定したこと。

(2) 法第11条第1項の規定に基づき、亜塩素酸ナトリウムの使用基準を改正したこと。

上記の改正により、関係通知(「<u>大量調理施設衛生管理マニュアル</u>」及び「漬物の衛生規範」)を改正。

担当所属	生活衛生課食品安全推進室食品指導係		
担当係長	坂 下	担当者	佐 藤
電話番号	TEL 058-272-1111 内線 2565		
	FAX 058-278-2627		